

船舶運航委託契約検討委員会報告

平成 2 9 年 1 2 月

船舶運航委託契約検討委員会

目次

頁

1. はじめに.....	1
2. 各種調査結果.....	2
(1) 調達改善の取組に関する他法人へのヒアリング結果	
(2) 船舶運航事業者等へのアンケート及びヒアリング結果	
(3) 海外における運航体制及び運航費の調査結果	
3. 船舶等の運航委託契約に関する調達改善の方向性.....	4
(1) 契約相手方の選定方法	
(2) 仕様内容の妥当性	
(3) ガバナンスの強化	
(4) 改善方策のフォローアップ	
4. まとめ.....	5
参考資料1 船舶運航委託契約検討委員会運営要領.....	6
参考資料2 船舶運航委託契約検討委員会 委員名簿.....	8
参考資料3 船舶運航委託契約検討委員会開催の経緯.....	9

1. はじめに

○海洋研究開発機構（以下、「機構」という）の調達においては、平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」によって、競争性のない随意契約から競争性のある一般競争契約等への移行を進め、さらに、平成 21 年 11 月 17 日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」によって、一者入札・応募の改善に向け、競争を事実上制限するような仕様・入札参加要件等の見直しを進めてきたところである。

○しかしながら、機構が所有する船舶等の運航委託契約¹にあつては、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、一般競争入札等の競争性のある調達方式に移行をしたが、結果として一者入札・応募となっていた。

○上記のような状況にあつて、平成 28 年 12 月に自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームの提言（以下、「提言」という）が公表された。提言においては機構が所有する船舶等の運航委託契約について、長期間にわたり一者入札または随意契約となっており、調達方法を改善すべきとの指摘があった。

○機構では、提言において指摘された問題点について改善策を検討するため、船舶等の運航委託契約について、相手方の選定方法、仕様の妥当性等の検討をすることを目的として、外部有識者で構成する船舶運航委託契約検討委員会（以下、「本委員会」という）を新たに設置することとした。

○また、それより以前の平成 26 年 7 月に公表された財務省予算執行調査において、「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」について、調達方法を改善すべきとの指摘を受けたことを踏まえ、機構では次期契約（平成 31 年～）に向けて改善策の検討及び実施を行ってきたところであるが、すでに検討・実施してきた改善策に関しても、本委員会において、改めて検討を行うこととした。

○本委員会は、これまでの経緯を踏まえ、船舶等の運航委託契約について競争性、透明性、経済性等の観点から、契約相手方の選定方法、仕様内容の妥当性等について検討を行った。検討の結果、新規事業者が実質的に参入可能となるために改善すべき点が認められた。また、調達におけるガバナンス確保についても、他法人の先行事例を参考として改善すべき点が認められたので、具体的な改善方策についても本報告でとりまとめた。

○本委員会では、改善方策のとりまとめにあたり、以下の点を踏まえ検討を行った。

- ・平成 19 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において随意契約の

¹ 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」及び「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」の 2 件を指す。

徹底見直し(一般競争入札等競争性のある契約への移行)が示されて以降、各法人が随意契約の問題、一般競争入札に移行したことに伴う一者入札の問題に取り組んできたところである。そこでまずは他法人における随意契約、一者入札の改善に向けた取組を調査し、船舶等の運航委託契約に導入することを検討した。

- ・ 上記の閣議決定を踏まえ、平成 20 年度以降に機構においても船舶等の運航委託契約に一般競争入札(総合評価方式)や随意契約事前確認公募を導入した。また、平成 25 年及び平成 28 年それぞれに新たに就航した船舶の艀装員²及び運航関連業務の企画提案公募を行ったが、新規事業者の参入には至らなかった。そのため、本委員会の開催にあたり、機構は実際に船舶の運航を行う事業者等を対象にアンケート及びヒアリングを行い、調達手続き及び船舶等の運航委託契約の業務内容において何が参入障壁となっているのかを調査し、その結果を受けて、本委員会では調達手続き及び船舶等の運航委託契約の業務内容に反映することを検討した。
- ・ 他の先進国の海洋研究機関等における船舶運航体制及び運航費について調査を行い、国際的な比較をすることで、機構が所有する船舶等の運航体制、コストの妥当性について問題がないかを検証した。
- ・ 船舶等の運航委託契約の特殊性を踏まえ、業務内容を把握するため、本委員会委員による深海潜水調査船支援母船「よこすか」及び地球深部探査船「ちきゅう」の現地調査を行った。

2. 各種調査結果

(1) 調達改善の取組に関する他法人へのヒアリング結果

他法人における随意契約、一者入札の改善に向けた取組についてヒアリングを行った結果、調達におけるガバナンスについて、改善の余地があると認められた。具体的には、他法人においては契約審査委員会に外部有識者を加えるなど、審査機能を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査状況の点検を行っていた。

(2) 船舶運航事業者等へのアンケート及びヒアリング結果

船舶の運航を行う事業者等を中心にアンケート及びヒアリングを実施した結果、主に以下の点が船舶等の運航委託契約への参入障壁となっていることが明らかとなった。

① 新規事業者の受注能力を超える調達規模

- ・ 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」については、5 隻の運航委託が一括とされていることにより、業務実施にあたり必要となる船員の必要数を確保することが困難であるとの意見があった。また、船舶運航に加え、潜水機種の運用、観測支援業務が一括

² 船舶の建造にあたり、運航に必要な各種装置・設備の工事を実施する者をいう。通常、艀装作業は装置・設備の操作訓練を兼ねて、就航後に運航を行う者が行う。

となっていることも参入障壁であるとの意見があった。その他、船員の確保に関連して、比較的確保が容易な外国人船員の配乗を可能としてほしいとの意見があった。

- ・「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」については、科学掘削船の特性を踏まえると、船舶運航と掘削業務を一括とすることは妥当であるという意見が大半である一方で、ジョイントベンチャー方式または一部業務の再委託を前提とすれば参入の可能性があるとの意見があった。

②事業規模・内容に照らして短かい契約期間

船員の確保及び事業の安定化等の観点から、「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」についてはなるべく長期、「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」については10年以上の契約期間としてほしいとの意見があった。

③公告期間、準備期間の不足

両契約に共通の問題として、業務開始の3～12か月前には公告を行い、1～6か月前には受注を確定してほしいとの意見があった。

④業務引継期間の欠如

両契約に共通の問題として、履行に必要となる技術水準を考慮すると一定の引継ぎ期間を設けてほしいとの意見があった。

(3)海外における運航体制及び運航費の調査結果

他の先進国の海洋研究機関における研究船及び科学掘削船保有機関における掘削船の運航体制及び運航費について調査を行った結果、以下の点が明らかになった。

①先進国の海洋研究機関における研究船の運航体制及び運航費

運航体制については、自主運航を行っている場合もあるが、民間企業への運航委託を行っている場合もあり、機構がとっている運航委託という形態が特異とは認められなかった。また、運航費については一概に比較することは困難であるものの、サンプルとして抽出した他国の海洋研究機関が運航する船舶との比較において、機構の研究船等の運航費は同等またはより低コストであることが確認できた。

②先進国の科学掘削船保有機関における掘削船の運航体制及び運航費

運航体制については、自主運航ではなく運航委託を行った上で、原則として運航委託会社によるサブコントラクター³の一元管理体制としていた。また、運航費については他の科学掘削船と規模や機能が異なるため比較とならないが、民間の商業掘削船と比較した場合、地球深部探査船「ちきゅう」の運航費は同等またはより低コストであることが確認できた。

³ 運航委託会社から掘削作業等のうち専門サービスを請け負う事業者をいう。

3. 船舶等の運航委託契約に関する調達改善の方向性

1. 及び2. を踏まえ、以下を実施可能な改善方策として提案する。

(1) 契約相手方の選定方法(両契約共通)

- ・ 新規事業者の参入可能性を考慮し、現行契約に新たに業務の引継条項を設定する。
- ・ 競争性のない随意契約によらず、競争性のある方式で調達を行う。ただし、総合評価落札方式または企画提案方式による場合は、透明性の確保、履行の確実性の担保に留意する。
- ・ 新規事業者の積極的な参入を期待し、関係業界団体、機構賛助会等に対しても調達情報の周知を行う。
- ・ 現行の事業者だけへの偏った周知とならないよう、調達情報の早期公表と仕様に対する意見招請を実施するとともに、公告期間を十分に確保する。
- ・ 新規事業者の参入可能性を考慮し、契約相手方決定から業務履行開始までの準備期間を十分に確保する。

(2) 仕様の内容の妥当性

- ・ 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」は、船舶運航事業者等へのアンケートの調査結果において、船員確保の観点から1隻ならば受注可とした意見があったことを踏まえ、船ごとに仕様を分割する。その際、表現が定性的で曖昧な記述について明確化する。ただし、機構が実施する研究開発に支障が生じないように留意する。
- ・ 船舶ごとの船員定数については仕様で定めることはせず、運航委託先が船舶の行動に応じた配乗裁量を持つこととする。ただし、研究船等の運航の特殊性を考慮して、調査航海の遂行に必要な船員数・技量確保を前提とした配乗とする。また、船員の一部職種については、日本人船員に比べて比較的確保が容易な外国人船員の配乗が可能となるように、中長期的な視点に立って関係機関と協議を行う。ただし、公的資金で船舶を運航していることを踏まえ、我が国の船員政策等の動向に留意する。
- ・ 「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」は、船舶運航事業者等へのアンケートの調査結果において、運航委託の業務範囲や契約相手先に求める要件について改善の要望等はなく、肯定的意見のみであったことを踏まえ、現行の仕様及び参入要件を概ね維持するものの、表現が定性的で曖昧な記述について明確化する。
- ・ 両契約とも、船長による指示命令システムの確保、安全性の担保等のため、運航委託業者による船上における各業務の一元管理体制を参入要件及び仕様とするものの、新法人設立を前提としたジョイントベンチャー方式及び船舶運航以外の業務についての再委託を認めることを参入要件、契約条件において明確化する。

- ・ 両契約とも、現行の中期計画期間にあわせて最長の 5 年間(または 7 年間)を契約期間とする。

(3)ガバナンスの強化

- ・ 船舶運航委託契約の調達に特化した外部契約審査委員会(仮称)を設置し、新たに外部有識者を加え、上記(1)、(2)の取組について審査を行い、調達プロセスの公正性・透明性を確保する。
- ・ 委託先への定常的な管理をより強化するため、執行部局の人員配置の充実や委託契約管理担当者の増員など、体制見直し・強化を図る。
- ・ 委託先への監査の実効性を担保するため、現行契約の監査条項を拡充し、監査の内容、方法等を明確化する。
- ・ 委託先への監査の実効性と委託先による契約履行の确实性を担保するため、執行部局及び契約担当部局が共同して、委託先への実地監査を年間に複数回実施し、必要に応じて外部の専門家を同行させる。
- ・ 委託先への指導により、今後も継続的にコスト低減を図る。
- ・ 実地監査等による契約履行状況の確認の結果、改善の必要が認められる場合には、契約期間中においても、委託先と協議の上、仕様を含む契約内容の変更を行う。

(4)改善方策のフォローアップ

- ・ 船舶運航委託契約の調達に特化した外部契約審査委員会(仮称)を設置し、調達前には上記(1)、(2)の取組について審査を行うとともに、調達後には調達結果の点検を行うことで、一連の調達手続にかかる PDCA サイクルを確立する。

4. まとめ

本委員会は、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームの提言を契機に、機構が所有する船舶等の運航委託契約にかかる調達の改善方策について検討を行ってきた。船舶等の運航委託契約は機構の年間契約総額において半分以上を占めるものであり、その契約の競争性、透明性、経済性等が確保されることは、機構の調達の適正性を担保する上で極めて重要であると言える。一方で、機構が実施する研究開発の特性や研究船等の運航の特殊性を鑑み、国立研究開発法人に求められている研究開発成果の最大化を図ることも重要である。本委員会の報告を参考とし、機構においてさらなる検討、詳細設計を進め、調達の改善・最適化が図られることを期待したい。

以上

船舶運航委託契約検討委員会運営要領

(目的)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)に設置する船舶運航委託契約検討委員会(以下「委員会」という。)について、委員会設置・運営規程(平21規程第1号)第2条第2号に基づき、その詳細を定める。

(任務)

第2条 委員会は、機構の所有する船舶の運航・管理委託業務の次期調達に向けて、次に掲げる事項について検討する。

(1)契約相手方の選定方法

(2)契約期間を含む仕様の内容の妥当性

(3)その他、委員会が必要と認める事項

2 委員会は、契約担当役に検討結果を報告するものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は委員長、委員及び特別委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、外部有識者から理事長が委嘱する者とする。

3 特別委員は、契約監視委員会の委員または海事、船舶の運航等に精通した有識者から理事長が委嘱する者とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 委員長は、必要に応じて専門的事項に係る調査検討を特別委員に指示することができる。特別委員は、調査検討の結果を委員会に報告する。

6 委員長に事故等のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(委員等の任期)

第4条 委員長、委員及び特別委員の任期は、当該委員長、委員または特別委員を委嘱した事業年度を含め1事業年度とし、再任を妨げない。

(役職員等の協力)

第5条 委員会は、必要に応じて、第4条に定める委員及び特別委員以外の外部有識者及び機構の役職員に意見を求めることができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経理部契約第1課とする。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、機構の所有する船舶の運航・管理委託業務の次期(平成31年度開始)の調達手続きの完了をもって廃止する。

船舶運航委託契約検討委員会 委員名簿
(敬称略、五十音順)

○有川 博	日本大学総合科学研究所 教授
石田 恵美	日比谷見附法律事務所 弁護士・公認会計士
上岡 広治	株式会社三菱総合研究所 参与
東海 正	東京海洋大学 理事
富岡 英次	中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士
村上 政博	成蹊大学法科大学院 教授、一橋大学 名誉教授、弁護士
(○は委員長)	

船舶運航委託契約検討委員会開催の経緯

○第 1 回委員会(平成 29 年 7 月 28 日 於 富国生命ビル 28 階第一会議室)

- ・ 機構が所有する船舶等の運航委託契約に関する現状説明
- ・ 第 2 回開催に向けた検討の論点整理

○第 2 回委員会(平成 29 年 9 月 8 日 於 海洋研究開発機構東京事務所共用会議室 A・B)

- ・ 第 1 回で整理した論点に関する追加説明
- ・ 調達改善に向けた具体的方策(報告書素案)の検討

○地球深部探査船「ちきゅう」実地調査(平成 29 年 9 月 17 日 於 八戸港停泊中「ちきゅう」、石田委員、東海委員参加)

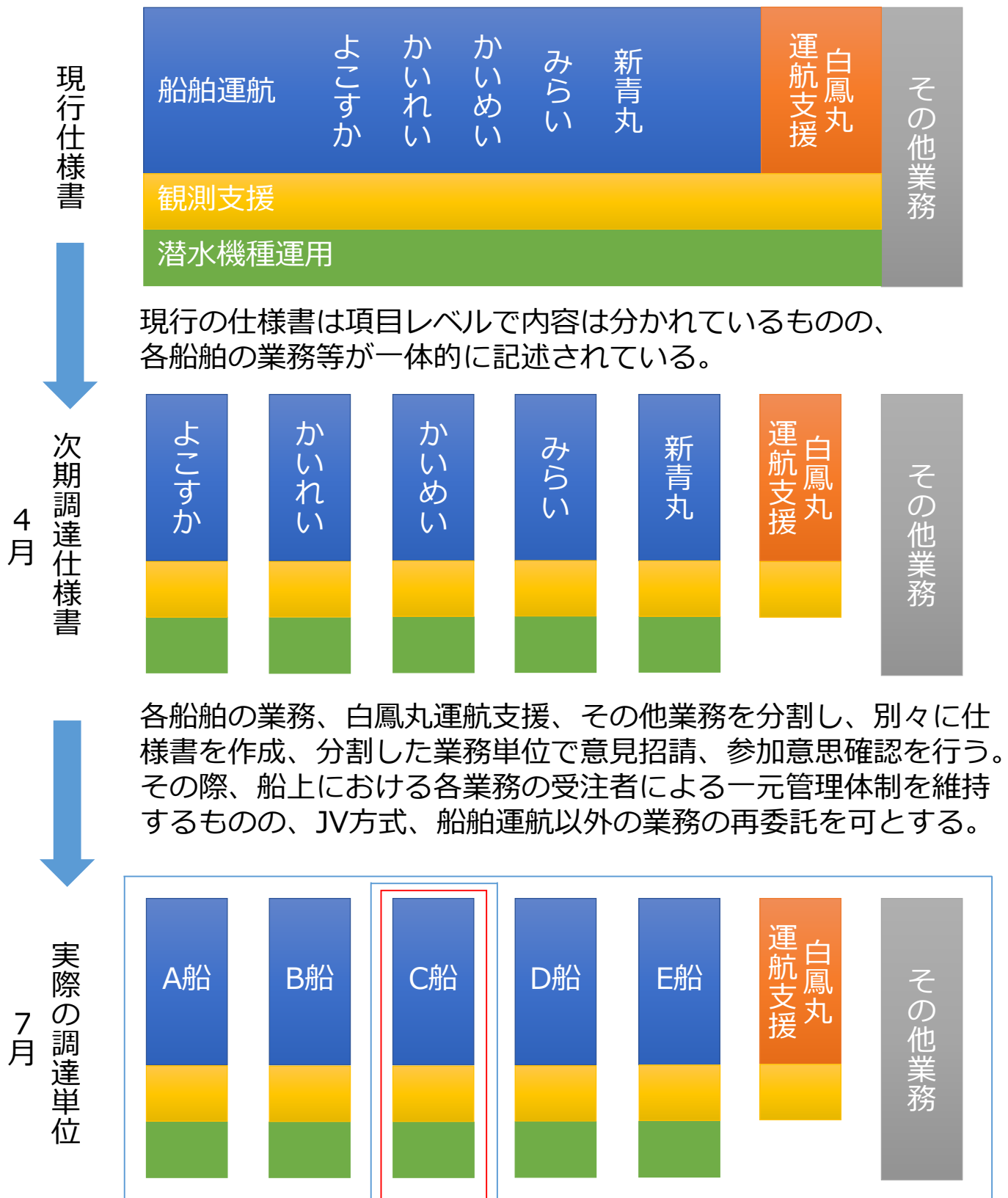
- ・ 「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託契約」の業務内容把握

○深海潜水調査船支援母船「よこすか」実地調査(平成 29 年 9 月 19 日 於 海洋研究開発機構横須賀本部停泊中「よこすか」、石田委員、村上委員参加)

- ・ 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」の業務内容把握

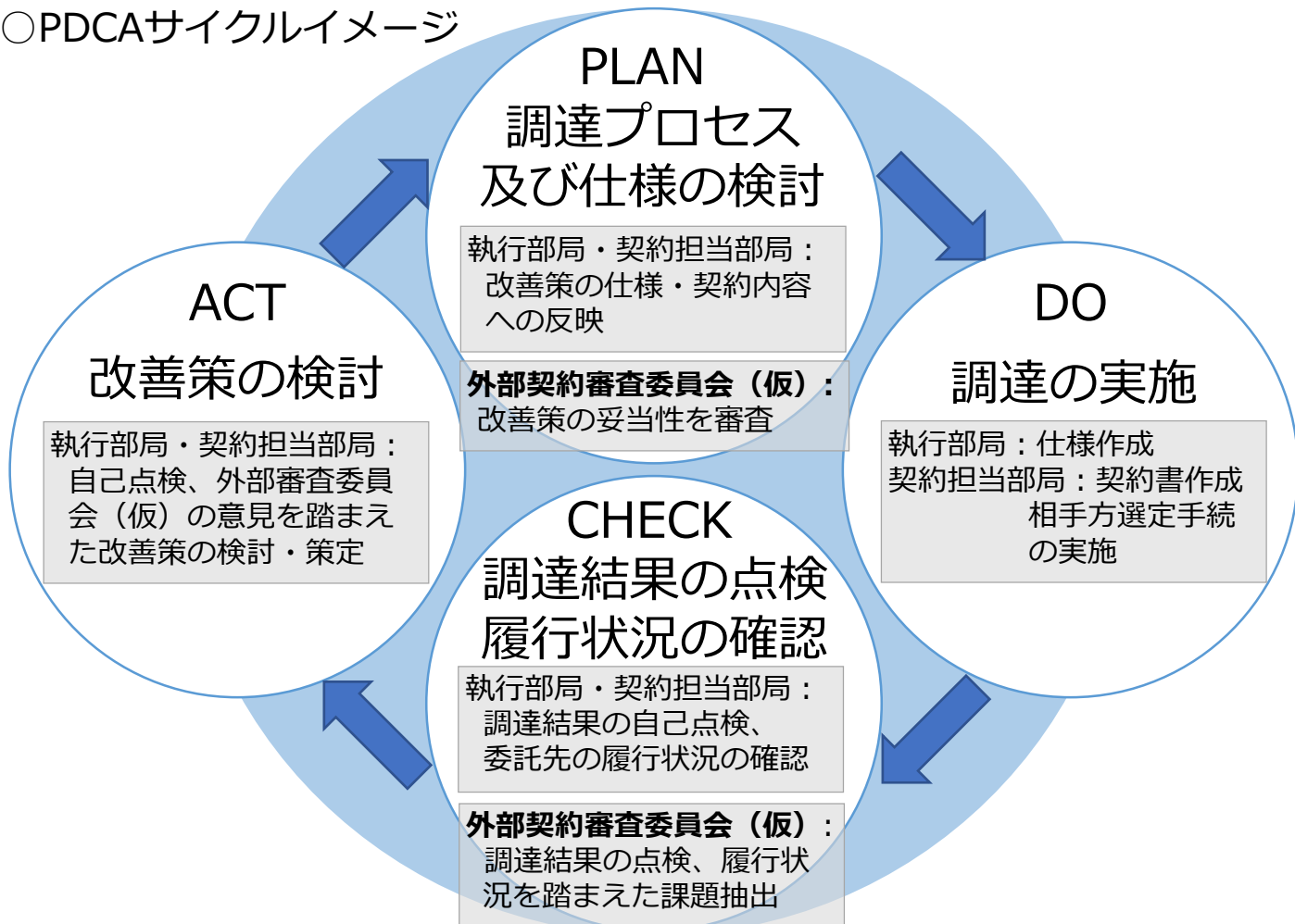
○第 3 回委員会(平成 29 年 11 月 1 日 於 海洋研究開発機構東京事務所共用会議室 A・B)

- ・ 報告書案の検討、とりまとめ



複数者の参加意思表示があった業務（赤枠）については総合評価方式または企画提案公募とし、現行の者以外に参加意思の表明が無かった業務（青枠）については随意契約事前確認公募とする。

○PDCAサイクルイメージ



○PDCAサイクルイメージ（線表）

※必要に応じて適宜開催

調達手続前

調達手続

調達手続後

履行中

